

令和元年度上半期 規約委員会活動報告

令和元年 11 月 15 日

委員：副島俊典(委員長)、上別府圭子、佐藤篤、田中文子

1. 定款細則の第 15 条常設委員会の項目を修正した。

(文責 副島俊典)

(常設委員会)

~~第15条 委員長は原則として理事の中から、副委員長は評議員の中から理事長が委嘱する。~~

委員会には委員会の業務を総括する委員長 1 名および副委員長 1 以内をおく。委員長、副委員長の選出は委員の互選により推薦され、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。委員長は他の委員会委員長を兼ねることはできない。

2. 委員会には担当理事正副 2 名が理事長より指名される。理事は、複数の委員会の担当を兼務できる
3. 委員長は、担当理事を通じて理事会ならびに総会に事業計画および事業報告を行い、承認を求めなければならない。
4. 副委員長は、委員長を補佐し必要なときは委員長の職務を代行する。
5. 委員長ならびに副委員長の任期は 2 年間とし、連続再任は 1 回のみ認められる。
6. 委員長または副委員長に欠員を生じたときは、後任者は委員会により推薦され、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。後任は前任の任期を務めるものとする。
7. 委員は原則として評議員の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし、委員長は必ず評議員の中から互選する。
8. 委員は、常設委員会を 2 つまで兼任することができる。
9. 委員の任期は 2 年間とし、連続再任は 1 回のみ認められる。委員会業務の継続に支障がある場合は理事会の議決を経て半数を超えない委員の連続 2 回までの再任が認められる。
10. 理事長は必要に応じて関連領域の専門家に委員（非会員の場合は「外部委員」という。）を委嘱することができる。
11. 外部委員の任期は 2 年とし、再任は妨げられない。外部委員の報酬については別に定める。
12. 第 1 項から第 11 項に規定するものは第 14 条 2 項 11) の疾患委員会を除くすべての委員会に適用するものとし、疾患委員会については第 16 条に別に定める。